

有害鳥獣侵入防止柵仕様書

1 件名

令和8年度 鳥獣被害防止総合支援事業 有害鳥獣侵入防止柵購入

2 資材規格

○ワイヤーメッシュ柵の防錆使用めっき処理は、JIS規格に準拠すること。

○全ての資材は、JIS規格(もしくは、材料がJIS規格品に準拠)であり、耐用年数14年以上のものとする。

○各資材の形状については、以下に記載のほか別紙もあわせて参照すること。

①ワイヤーメッシュ柵

☐ パネルサイズ

【横幅2m用】 高さ: 1,800mm以上 ・幅: 2,180mm以上

☐ 網目

高さ: 上段150mm×8段 下段75mm×7段 ・幅218mm

☐ パネル1枚に係る 鉄線の本数

【横幅2m用】 縦16本×横11本

☐ 亜鉛メッキ ϕ 5.0mm以上 付着量150g/m²以上

②鋼管支柱

☐ 支柱形状

○打込支柱: ϕ 34.0mm以上×t1.6mm×1,200mm以上

○支柱 : ϕ 38.1mm以上×t1.2mm×1,800mm以上

☐ 剣先は安全性を考慮し、矢じり加工すること(先端は、丸く加工すること)

☐ 亜鉛メッキ メッキ付着量 外面200g/m²以上 内面60g/m²以上

☐ 引張強度 600N/mm²以上

③ステンレス結束線

☐ ϕ 1.1mm以上※×500mmカット

※ ϕ 1.1mm以上 ϕ 1.6mm以下

☐ ・縦の結束(支柱等)に5カ所

・横の結束(地際補強用[2m]のパイプ等)に3カ所

④支柱キャップ

☐ ϕ 38.1mm以上(②鋼管支柱に適合すること)

☐ 支柱内に雨水が浸入せず、台風等により外れないよう支柱にしっかりと固定できること。

☐ キャップは樹脂製でも可とする。

⑤アンカーピン(補強部材)

☐ 羽根付きメッキ仕上 ϕ 9mm×440mm

☐ ワイヤーメッシュの幅1mに対して、1個使用(門扉以外)。

⑥ワイヤーメッシュ 地際補強用パイプ(補強部材)

☐ ϕ 15.9mm×t1.0mm×1950mm

☐ 亜鉛メッキ メッキ付着量 外面200g/m²以上 内面60g/m²以上

☐ 引張強度 400N/mm²以上

⑦門扉

☐ 門扉は、高さ1,800mm×幅2,180mm以内で開閉式とし、鉄筋錠前で施錠するもの

ただし、扉の補強として、門扉の開閉部(縦)と地際(横)にそれぞれ補強パイプが取り付けられること。

《ワイヤーメッシュ柵のパネルを門扉として利用する》

◎ワイヤーメッシュの門扉の開閉部の材料

□スパイラルコイル 亜鉛メッキ φ4.0mm×内径55mm×H1800mm

◎ワイヤーメッシュの門扉を施錠に用いる部材

□鉄筋錠前 亜鉛メッキ仕上 D13、D10(異形棒鋼)×4本

□施錠は、各門扉に1箇所設置

◎ワイヤーメッシュの門扉補強部材 (L字補強)

□門扉(2m) 縦フレーム補強用パイプ φ15.9mm×t1.0mm×1,800mm

(・亜鉛メッキ メッキ付着量 外面200g/㎡以上 内面60g/㎡以上 ・引張強度 400N/mm²以上)

□門扉(2m) 地際補強用パイプ φ15.9mm×t1.0mm×1,930mm

(・亜鉛メッキ メッキ付着量 外面200g/㎡以上 内面60g/㎡以上 ・引張強度 400N/mm²以上)

3 資材の数量

(別紙)設計数量等明細のとおり

4 納入期限

契約締結日の翌日から70日以内

5 納入場所

佐伯市鳥獣被害防止対策協議会が指定する場所

今在家地区・大野東岡地区・弥生谷川地区・直川柚の原地区へそれぞれ指定する数量ごとに搬入すること。

* 場所と数量の内訳については、落札後に通知する。

6 その他

・入札金額は、送料を含んだ価格とする。

・ミルシート、材料品質証明書等を製品納入後に提出すること。(日本語以外の証明書については、翻訳した資料をあわせて提出すること。)

・設置の際は、必要な資材の貸出、設置講習会等、地元の要望には十分応えること。

・施工時及び完成後、製品の品質における不具合があった場合は、誠意をもって対応すること。

・納品時の設置講習会、運搬費等については、落札者の負担とする。

・代金の支払いは精算払いで、令和9年3月末までに行う。

・落札者が以下の(1)から(6)のいずれかに該当することが確認された場合は、その者と契約を締結しない。

また、当該落札者が、受注者となったときは、以下の(1)から(8)のいずれかに該当してはならず、契約締結後に該当することが確認された場合は、物品類売買約款の規定を準用し契約解除を行う。

(1)役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(令和元年12月改正法律第63号、以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(2)暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(4)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7)この契約に関し、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8)この契約に関し、受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合((7)に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。